

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年一月八日奈良県指令中土第四八―六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年三月九日中土第六七―九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市新賀町一七八番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋人形町二丁目九番九号

有限会社H・D・K 取締役 守金大蔵